

基本方針4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、

これを将来の世代に引き継ぐ

1. 現状と課題

【環境情報】

- ◇現在の複雑な環境問題をかかえる社会において、環境情報に対するニーズが高まっています。より多くの人々に、環境情報を共有してもらう方法を検討することが重要となります。これにより、多くの市民が、環境保全意識を醸成していくことができるものといえます。
- ◇環境情報は地域の環境の状況をデータとして提供するだけでなく、身近な生活情報と結びつくことによって、一層生きた、役に立つ情報となり、環境問題に対する危機意識を共有することにより、環境保全活動の推進につながります。
- ◇環境の概況や環境保全の取り組み状況についての把握と評価は、今後、継続的に行っていくことが重要です。また、事業者や市民の環境保全の取り組みについても、広く市民に周知を図ることが重要といえます。
- ◇環境保全活動に関心のある市民であっても、参加するきっかけが得られないなどの理由で、活動に踏み出せない場合も多いと思われます。環境保全活動に関する情報提供を積極的に行っていくことが重要といえます。

【環境学習】

- ◇環境保全に関する人々の価値観や意識の確立にとって、環境教育が大きな役割を果たします。各学校において、教科・特別活動・総合的な学習の時間において環境教育を実施していますが、小中学校の教育において様々な環境学習を積極的に取り入れ、環境意識の高い次世代を育てていくことが必要といえます。
- ◇環境省の進める「こどもエコクラブ」は、子どもたちが地域の友達や仲間と一緒に、環境について考えたり、環境保全のための活動に取り組んだりする自主的なグループ学習・実践活動の場であり、市が事務局となって支援しています。
- ◇社会教育に関しては、公民館などにおいて年数回程度「環境問題講座」や「観察会」を開催しています。今後は、計画的に環境学習を推進していくことが重要といえます。

◇環境学習の指導的な役割を果たすことが期待できる人材として、東京都の「環境学習リーダー」や環境省の「環境カウンセラー」などがあり、こうした人材が環境学習の場で活躍できるような推進体制の構築が重要となっています。

【パートナーシップ*と環境保全活動の推進】

◇西東京市において、市と市民が協力して行っている環境保全に向けた市民活動としては、ごみゼロ運動（散乱している空き缶や空きビンなどの清掃）、公園の清掃（公園管理協力会員）などがあります。今後は、環境保全活動に関して幅広い市民の関心、参加意欲の高揚が課題となります。

◇西東京市内には、環境保全に関する特定非営利活動法人（NPO法人）が6団体登録されているほか、様々な市民団体が環境保全に関する活動を展開しています。

◇環境保全活動の指導者として貢献できる市民について、市では十分に把握しているとはいえない状況にあります。人材を把握し、活動への参加を促していくことが、今後の環境保全活動の推進に向けて効果的と考えられます。

パートナーシップ：持続可能な社会に向けて、市、事業者、市民の各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、相互に協力・連携を行うこと。

2. 施策の大綱

基本方針4
みんなの知恵と努力と
参加によって良好な環
境を確保して、これを将
来の世代に引き継ぐ

(1) 環境情報の交流

①環境情報の交流

(2) 環境学習の推進

- ①環境学習のプログラム作成
- ②環境学習の推進体制の構築
- ③環境学習の積極的な実施

(3) 環境保全活動への 支援

- ①環境保全活動を担う人材等の育成
- ②環境保全活動の推進

(4) パートナーシップ の推進

- ①各主体の連携
- ②広域的な連携

基本方針4 - (1) 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めています。

基本方針4 - (2) 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

基本方針4 - (3) 環境保全活動への支援

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

基本方針4 - (4) パートナーシップの推進

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めています。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針 4 - (1) 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関する各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

基本方針 4 - (1) -①環境情報の交流

環境情報の交流は、一方的な情報提供ではなく、子どもから大人まで、市民から事業者、行政を問わずに情報が相互に交流できるような方法で進めていきます。その中で、事業者、市民の環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。

また、散在する環境情報を集約し、さらに不足している環境情報については新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。

基本方針 4 - (2) 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

基本方針 4 - (2) -①環境学習のプログラム作成

総合的に環境学習を進めるため、学校教育や社会教育など様々な教育場面において、地域の特性や地球環境を考慮した環境学習に関するプログラムを作成します。

基本方針 4 - (2) -②環境学習の推進体制の構築

環境学習を推進するための体制の構築に向けて、環境学習に関するアドバイスや学習を支援する人材の養成および環境学習を行う拠点づくりとして環境学習・活動センターの整備・活用を進めます。

基本方針 4 - (2) -③環境学習の積極的な実施

環境学習を継続的に推進するためには、人材の広がりと継続的な支援が重要であると考えられます。従って、環境専門窓口の設置などにより、環境学習に関するプログラムの改訂、充実を図りながら、環境学習を推進していきます。

基本方針 4 - (3) 環境保全活動への支援

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。



基本方針 4 - (3) -①環境保全活動を担う人材等の育成

環境保全活動に関わる人材を育成します。

基本方針 4 - (3) -②環境保全活動の推進

環境保全活動の支援を行っていきます。また、環境保全活動の推進のため、環境学習においても、実質的な環境保全活動を積極的に取り入れていきます。



基本方針 4 - (4) パートナーシップの推進

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めています。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などの連携による取り組みを進めています。

基本方針 4 - (4) -①各主体の連携

市民団体、環境教育従事者、地域環境に関する知識の豊富な人など、環境保全に関して専門知識を有し、また率先した行動を行うことの出来る人材を環境リーダー(核となる人)として育成・組織し、連携しながら環境保全活動を推進します。

また、市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通したまちづくりを推進していきます。

基本方針 4 - (4) -②広域的な連携

環境保全の取り組みの多くは、西東京市だけでなく広域的に連携しながら取り組むことにより高い効果が得られるといえます。従って、このような取り組みについては近隣自治体や東京都、国などと連絡をとりながら進めています。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現状 (平成14年度値)	目標 (平成25年度)
西東京市環境リーダー数	—	100人
観察会等開催数	2回	年間10回以上

(3) 各主体の取り組み

基本方針4 - (1) -①環境情報の交流

市の取り組み

- 環境学習・活動センターを設置し、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の交流を支えていきます。
- 環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。
- 環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。
- 環境保全に関する様々な取り組みの共通の基盤となる情報として、「環境マップ」を作成します。
- 市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。
- 事業者や市民から提供された環境情報や意見などには、適切な対応を心がけるとともに、市民と市の双方向の情報交流ができる仕組みを検討します。
- 環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会などに加え、新しい仕組みを取り入れていきます。

事業者の取り組み

- ◆環境情報を発信します。
- ◆事業者同士や市などと、環境情報の交流を行います。
- ◆環境イベントに参加、協力します。
- ◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。

市民の取り組み

- 環境情報を発信します。
- 市民へ環境情報を提供し、環境意識を啓発するための環境イベントを企画・開催します。
- 市民による環境調査に参加します。また、調査結果を公表し、市や事業者と共有します。
- 市の環境の状況や施策について意見を提出します。

基本方針 4 - (2) -①環境学習のプログラム作成

市の取り組み

- 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。
- 地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムを作成します。環境教育プログラムは、個人や家族、グループ、学校など様々な場面で、自然体験や環境家計簿を通した省エネ学習、ごみの減量、リサイクル、資源循環など、幅広く環境学習を推進していくための資料とします。
- 「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。

事業者の取り組み

- ◆ 環境学習のプログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。
- ◆ 環境学習の実施に参加・協力していきます。

市民の取り組み

- 環境学習のプログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。
- 環境学習の実施に参加・協力していきます。

基本方針 4 - (2) -②環境学習の推進体制の構築

市の取り組み

- 環境問題について市民や地域全体で考え方行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、環境学習・活動センターを整備、充実を図ります。
- 環境教育の場として、身近にふれられる緑地や水辺などの確保を図ります。
- 武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。
- 環境に関する専門家や環境学習の指導が期待できる市民などを把握し、小中学校や市民講座などにおける講師として紹介、派遣します。

事業者の取り組み

- ◆ 事業所での環境保全の取り組みなどを、環境学習・教育の場で伝えていきます。

市民の取り組み

- 環境学習・活動センターを利用し、環境学習を実践します。
- 所有している農地や屋敷林などを、環境学習・教育の場として利用することに協力します。



基本方針 4 - (2) -③環境学習の積極的な実施

市の取り組み

- 市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、社会教育の中で環境講座を開設します。
- 「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校や（仮称）合併記念公園等を活用した小学生に対する環境教育を推進します。
- 自然環境学習を推進するモデル地区を設定し、自然観察会などを実施します。
- 緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。

事業者の取り組み

- ◆従業員に対する環境教育を実施します。

市民の取り組み

- 環境問題について家庭や職場で話し合います。
- 自宅の周りの環境に興味を持ち、学びます。
- 環境に関する市民講座やイベントなどに参加します。

基本方針 4 - (3) -①環境保全活動を担う人材等の育成

市の取り組み

- 市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。
- 地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

事業者の取り組み

- ◆従業員の、環境保全活動への参加を呼びかけます。

市民の取り組み

- 環境保全に関する市民活動に参加します。
- 家族や知人などに、環境保全活動への参加を呼びかけます。

基本方針 4 - (3) -②環境保全活動の推進

市の取り組み

- 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。
- 小中学校において、樹林地の管理など環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。
- 環境保全に貢献する事業をこれから起業、創業する人に対して、相談、アドバイスなどを行うとともに、人材育成などの支援を行います。

事業者の取り組み

- ◆地域の環境保全活動に参加、協力します。

市民の取り組み

- 環境保全活動に対する意識を高めます。
- 市民団体などで環境保全活動に取り組みます。
- 環境ボランティアに参加します。

基本方針 4 - (4) -①各主体の連携

市の取り組み

- 環境保全活動に関して「西東京市環境リーダー」を育成・登録し、活動の支援を行います。
- 環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。

事業者の取り組み

- ◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や市民とともに検討します。
- ◆市や市民などとともに、環境保全活動に取り組みます。

市民の取り組み

- 環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や事業者とともに検討します。
- 環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や市、事業者などとの連携を図ります。

基本方針 4 - (4) -②広域的な連携

市の取り組み

- ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。
- 広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。
- 環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。

事業者の取り組み

- ◆広域的な事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行います。

市民の取り組み

- 市民や市民団体相互の結びつきを、広域的に広げていきます。

